

■『目指すべき社会』

第4次男女共同参画基本計画案	参考:第3次男女共同参画基本計画
①男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ豊かで活力ある社会	①固定的性別役割分担意識をなくした男女平等の社会
②男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会	②男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
③男性中心型労働慣行等の改革等を通じ、仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活その他の社会生活及び家庭生活を送ることができる社会	③男女が個性と能力を発揮することによる、多様性に富んだ活力ある社会
④男女共同参画を我が国における最重要課題として位置づけ、国際的な評価を得られる社会	④男女共同参画に関して国際的な評価を得られる社会

■第4次男女共同参画基本計画案における『政策領域目標』

I あらゆる分野における女性の活躍

項 目	現 状	成果目標<期限>
国家公務員の女性登用		
本省課室長相当職に占める女性の割合	3.5%<平成27年7月>	7%<平成32年度末>
係長相当職(本省)に占める女性の割合	22.2%<平成27年7月>	30%<平成32年度末>
地方公務員の女性の登用		
都道府県(市町村)の本庁課長相当職に占める女性の割合	8.5%(14.6%)<平成27年>	15%(20%)<平成32年度末>
都道府県(市町村)の本庁係長相当職に占める女性の割合	20.5%(31.7%)<平成27年>	30%(35%)<平成32年度末>
民間企業の女性登用		
課長相当職に占める女性の割合	9.2%<平成26年>	15%<平成32年>
係長相当職に占める女性の割合	16.2%<平成26年>	25%<平成32年>
25歳から44歳までの女性の就業率	70.8%<平成26年>	76%<平成32年>
週労働時間60時間以上の雇用者の割合	男性12.9%、女性2.8%<平成26年>	5%<平成32年>
男性の育児休業取得率		
国家公務員	3.1%<平成26年度>	13%<平成32年>
地方公務員	1.5%<平成25年度>	13%<平成32年>
民間企業	2.3%<平成26年>	13%<平成32年>

II 安全・安心な暮らしの実現

項 目	現 状	成果目標<期限>
健康寿命(男女別) ※健康寿命:日常生活に制限のない期間	男性:71.19歳 女性:74.21歳 <平成25年>	健康寿命を1歳以上延伸 男性70.42歳→71.42歳 女性73.62歳→74.62歳 <平成22年→平成32年>
行政が関与する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター設置数	25か所<平成27年11月>	各都道府県に最低1か所<平成32年>
ハローワークによるひとり親家庭の親の正社員就職者数	38,774件<平成26年度>	前年度以上<毎年度>

III 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

項 目	現 状	成果目標<期限>
「男女共同参画社会」という用語の周知度	男性:66.3%、女性:61.3%<平成24年>	男女とも100%<平成32年>
待機児童数	23,167人<平成27年4月>	解消をめざす<平成29年度末>
大学学部段階修了者の男女割合	男性:54.9%、女性:45.1%<平成25年>	男女の修了者割合の差を5ポイント縮める<平成32年>
都道府県防災会議の委員に占める女性の割合	12.1%<平成26年>	30%<平成32年>

IV 推進体制の整備・強化

項 目	現 状	成果目標<期限>
男女共同参画計画の策定率(市町村)	市区:96.6%、町村:50.2%<平成26年>	市区:100%、町村70%<平成32年>